

農畜水産物安全確保監視指導計画について(案)

農林水産部農産物安全・流通課

農畜水産物の生産段階や農薬・肥料の販売等事業者への監視指導については、今後、関係者からの通報に基づいた疑義案件に対する立入調査に重点を置くことから、巡回指導などを含めた全般的な監視指導の計画である「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」は、策定を取りやめることとします。

○農林水産省の動き

- ・農林水産省では、これまで食品表示の適正化のため、関連制度の周知に取り組んできました。その結果、違反件数や指導件数が減少するなど、その遵守状況が改善していることから、令和4年秋から米穀流通・食品表示にかかる監視業務について、引き続き確実な対応が求められる疑義事案等へ、対応を集中するために組織再編を行っています。

○「農畜水産物安全確保監視指導計画・実績」の状況

- ・立入調査は、関連法令の周知という目的もあり、業者に任意で協力いただいています。任意で協力いただくことで、業者に一定時間対応いただく必要があり、ご負担をいただいているところです。
- ・また、米トレーサビリティ法については、施行後10年以上たち、周知の目的は達せられています。さらに、米トレーサビリティ法と食糧法に関する米穀業者については、県への届出義務がないことから、事業者を把握できない状況にあります。

○今後の農畜水産物安全確保監視指導について

- ・農畜水産物安全確保監視指導について、任意の調査から、疑義事案等に基づく法的な立入検査とすることで、より効果的な実施体制とします。
- ・農畜水産物に係る監視指導体制と取組内容については、「行動計画」に掲載することで明確にします。また、監視指導実績については、「年次報告書」に掲載することで、監視指導の実施に関する情報を公開・提供します。
- ・これら「行動計画」及び「年次報告書」は、「食の安全・安心確保のための検討会議」で審議いただくことで、県民の意見を反映します。
- ・監視指導の結果、迅速な公開・提供が必要な案件に関しては、HP等を通じて迅速に公開・提供します。